

ステーブルコイン・電子決済手段と資金決済法改正 —資金決済法の基礎から令和7年改正まで—

中央総合法律事務所 弁護士

谷 崇彦

はじめに

いわゆるステーブルコインを日本法上の制度に正面から位置づけたのは、2022年（令和4年）改正である「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第61号）」（以下、「令和4年改正」という）である。この令和4年改正は2022年6月10日に公布され、電子決済手段に関する新制度は2023年6月1日から施行された（注1）。

他方、近時注目を集める2025年（令和7年）改正法、すなわち「資金決済に関する法律の一部を改正する法律」（以下、「令和7年改正法」という）は、2025年3月7日に国会に提出され、同年6月6日に成立。6月13日に公布された（注2）。その施行時期は、公布日から1年を超えない範囲内で政令により定められることとされており、遅くとも2026年6月には施行される運びとなる。金融庁では関連する告示、事務ガイドライン、監督指針等の整備も進められている（注3）。

さらに、2025年11月7日には、金融庁がFETC実証実験ハブ内に決済分野に特化した「決済高度化プロジェクト（PIP）」を立ち上げ、その初の支援案件として、複数の銀行グループおよび関係事業者による、いわゆるステーブルコインの共同発行を想定した規制対応・実務対応の実証実験を公表した。これは、ステーブルコインがもはや観念的な制度論ではなく、銀行実務に近いところで具体的検討の対象になっていることを示す象徴的な出来事である（注4）。

本稿は、資金決済に関する法律（以下、「資金決済法」という）の基本的な建付けを確認したうえで、ステーブルコインと暗号資産の違い、電子決済手段と前払式支払手段の違いを整理し、そのうえで令和7年改正法の要点を概観するものである。これらの論点は、新たな決済サービスやデジタルアセット関連スキームへの関与可能性を有する預金取扱金融機関の役員にとっても、もはや無視することのできない実務上の検討課題となっている。

なお、本稿は4月10日に閣議

金融機関に求められる サイバーセキュリティ実務対応 (中)

—証券口座乗っ取り事件を題材にリスクの特定を考える—



星野 悠樹

八雲法律事務所 弁護士

岸野 秀昭

シンプレクス株式会社
シニアセキュリティスペシャリスト

本企画は、サイバーセキュリティ法務に精通した弁護士と、企業の実情に即したセキュリティ態勢の設計・高度化を支援するITコンサルタントの2名による解説と対談で構成するものである。第一部ではテーマの前提知識や注目される論点を整

第一部

解説

理し、第二部では両者による対談で具体的な考察を加えていく。

今回は、金融庁公表の「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」のうち、「リスクの特定」をとりあげる。

一 なぜ今「リスクの特定」なのか

金融業界においては、前回(前号28頁以下)解説したとおり、2025年にオンライン証券を

狙った複数の口座乗っ取り事案(以下、「証券口座乗っ取り事件」という)が報じられた。フィッシングサイト等でログインID・パスワードやワンタイムパスワードを窃取して証券会社のインターネット取引サービスに不正アクセスし、勝手に顧客の保有株式を売却したうえで流動性の低い株式を購入する——という流れは、その典型例として

挙げられる。また、利用者が気づいたときには多額の資金が見知らぬ口座に振り込まれている。といった被害も確認されている。

金融庁は2024年10月に「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」(以下、「金融庁ガイドライン」という)を公表し、「2.2 サイバーセキュリティリスクの特定」において、各社に対して自らのリスクを構造的に洗い出すことを求めている。2025年に表面化した証券口座乗っ取り事件も、もしこの金融庁ガイドライン「2.2 サイ

バーセキュリティリスクの特定」の規定事項に沿って「何を守るか」「どこが攻撃され得るか」をあらかじめ整理し、対策とモニタリングを組み立てていけば、少なくとも一部の被害については検知・抑止や影響の低減につながり得た可能性がある。

本稿では、同項の考え方を証券口座乗っ取り事件に当てはめ、①何を守るのか、②どこが攻撃され得るのか、③リスクの高まりをどのように測り、日々見直していくのか、という順に整理する。特に③では、金融庁ガイドラインでも触れられているKRI(リスク指標)に焦点を当てる。

二 リスク特定の考え方

1 何を守るのか…情報資産を棚卸しする

サイバーセキュリティでは、リスクはよく「情報資産×脅威×脆弱性」の掛け算だと説明される。「情報資産」すなわち①

企業価値担保の定着に向けた コベナンツファイナンス

第1回：融資慣行是正策としての コベナンツファイナンス



弁護士法人片岡総合法律事務所 弁護士

田中 貴一

たなか よしかず ●2007年弁護士登録。担保取引をはじめとする金融法務を中心に企業法務一般を手がける。関連する近時の著作として、「Q&A 新しい担保制度がよくわかる講座」(金融財政事情研究会、2026年)、「物上代位に基づく賃料債権の差押えと相殺—最二小判令5.11.27—」(金融法務事情2226号)。



弁護士法人片岡総合法律事務所 弁護士

近岡 裕輔

ちかおか ゆうすけ ●2019年弁護士登録。2021年3月から26年3月まで、慶應義塾大学法務研究科(法科大学院)助教。証券化、信託、住宅金融を中心に、訴訟などの一般企業法務を広く取り扱う。関連する近時の著作として、「Q&A 新しい担保制度がよくわかる講座」(金融財政事情研究会、2026年)、「これからの債権管理—AI・DX起点の新デザイン」(金融財政事情研究会、2025年)。

はじめに

事業性融資の推進等に関する法律(以下本連載では、「事業性融資推進法」または「法」という)がいよいよ本年5月25日に施行される。事業性融資推進法では、会社の総資産に対する担保設定を認める「企業価値担保権」が目玉として耳目を集めているが、その最大の目的は、法令名にも登場するように、「事業性融資」の推進である。もちろん、その実現に向けて企業価値担保制度に与えられた期待・役割は大きい。事業性融資推進法1条が目的とする「不動産を目的とする担保権又は個人を保証人とする保証契約等に依存した融資慣行の是正」を抜本的に実現するためには、それだけでは足りない。

本連載は、この観点からみた、融資契約におけるコベナンツの利活用(コベナンツファイナンス)に光を当てるものである。コベナンツは、事業性融資推進法の目的を達するうえで、企業価値担保権それ自体より重要な概念といっても過言ではない。

第1回の本稿では、コベナンツの基本事項およびなぜこれが融資慣行の是正推進策足り得るのかを説明する。なお、本連載は筆者らの個人的な見解であって、その所属する団体等の見解ではないことを付する。

コベナンツとは

1 意義

コベナンツ(Covenants)とは、融資契約の内容として、債務者の債務履行能力の維持を図るために当該債務者に一定の誓約事項を課すものである(注1)。具体的な条項では「誓約」「確約」「約束」「義務」等と表現されることがあるが、いずれもこれに属する。その起源をたどると、英米型契約から日本に輸入されたものであるが(注2)、現在のが国においては、M&Aや金融取引を中心に広く浸透している。

融資契約で設定される代表的なコベナンツとしては、①報告義務、②担保提供制限条項、③財務制限条項、④事業継続に必